

第6期第8回 横浜市市民協働推進委員会 会議録	
日 時	令和7年3月21日（金）午前9時30分から午前11時55分まで
開催場所	横浜市庁舎18階 なみき6・7・8
出席者	鈴木伸治委員長、大塚朋子委員、菊池賢児委員、後藤智香子委員、齊藤ゆか委員、高橋敬太郎委員、竹原和泉委員、森川正信委員
欠席者	なし
開催形態	公開または非公開、一部非公開等（傍聴者0人）
議 題	<p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 市民協働推進センター運営事業について</li> <li>イ 特定非営利活動法人の手續等に係る条例及び規則の一部改正について</li> </ul> <p>審議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 特定非営利活動法人の条例指定について</li> <li>イ よこはま夢ファンド登録団体の抹消について</li> <li>ウ よこはま夢ファンド登録団体助成金交付審査結果について</li> <li>エ よこはま夢ファンド組織基盤強化助成金交付審査結果について</li> <li>オ 市民協働提案事業の審査結果について</li> <li>カ 市民協働提案事業（行政によるテーマ設定型）試行実施の評価について</li> </ul> <p>その他</p>
議 事	<p>開会</p> <p>（鈴木委員長）ただ今より、第6期第8回横浜市市民協働推進委員会を開会いたします。それでは、定足数の確認をお願いします。</p> <p>（事務局）市民協働条例施行規則第8条第2項では、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができないと規定しています。本日、出席8名、欠席0名、委員全員の出席あり、定足数を満たしております。</p> <p>（鈴木委員長）事務局からの説明のとおり、定足数を満たし、委員会が成立していることを確認しました。</p> <p>それでは、お手元の次第に従って会議を始めたいと思います。</p> <p>まず、本日の委員会は、横浜市の保有する情報公開に関する条例第31条に基づき公開としますが、審議事項イからカについては、公開で審議しますと自由な審議の妨げになることから非公表とさせていただこうと思いますが、委員の皆さま、いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>では、ご了承いただきましたので、これらの議題については、非公開とさせていただきます。</p>

#### 前回議事録の確認

それでは、続いて、前回の会議録を確認します。事務局よりお願いします。

(事務局) では、お手元の会議録をご確認ください。

前回の委員会は、令和6年12月17日火曜日午後6時から、市役所1階市民協働推進センタースペースA Bで行わせていただきました。当日は8名ご出席、ご欠席者は0名の定足でございました。

報告事項としましては、よこはま夢ファンド登録団体の決定について、個人版ふるさと納税の運用見直しについて、今後の市民協働推進センター運営に向けた検討状況についての3件。

審議事項としまして、よこはま夢ファンド登録団体の抹消について、よこはま夢ファンド登録団体助成金交付審査結果についての2件をご審議いただいております。

会議録の詳細につきましては、事前に委員の皆さまにご確認いただいておりますので、説明については、この場では割愛させていただきます。

(鈴木委員長) ありがとうございます。ただ今ご報告いただきました前回の会議録について、何かご意見ありますでしょうか。

こちらでよろしければ、前回の会議録についてはご確認済みとさせていただきます。

#### 議 題

##### (1) 報告事項

##### ア 市民協働推進センター運営事業について

(鈴木委員長) 報告事項ア、市民協働推進センター運営事業についてです。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 市民協働推進センター運営事業について、資料1をご覧ください。

市民協働推進センター、2024年度事業報告について、詳細は割愛させていただきますが、今年度、計画していた事業を滞りなく行うことができました。

特に3ページ下に掲載の市民協働提案事業においては、在住外国人への図書館での読み聞かせに関する取組やキャリア教育等のテーマに関し、NPO法人と市の所管課とのマッチングを行うことができたなど一定の成果を出すことができたと考えております。

4ページ上に掲載の情報の蓄積・活用・発信事業では、ホームページのリニューアルによる市民の利便性の向上を図り、また、PR動画制作等による情報発信

にも力を入れました。来年度以降も継続して認知度の向上を目指していきたいと思ひます。

続いて、資料1の9ページをお開きください。

市民協働推進センター、令和7年度以降の事業の方向性について（案）でございます。今年度は外部機関の力も借り、協働推進センターの果たすべき役割等について、市と受託者にて議論を重ね、検討を進めてまいりました。

資料10ページをご覧ください。外部評価では「限られた人員、事業費の中で効果を最大化するための事業展開について検討の余地がある」というコメントや、本委員会においても、「これだけの推進センターで事業を動かすのはとても大変なのかなというふうに、まず思ひました。この6つの機能、とっても分かりやすいなと思うのですが、この機能を活用して参加してくれる人たちは新規で学びたいとって参加してくる層と既にNPOを持っていて、それをより高めたいという階層の人たちとさまざまあるかなというふうに思う」といったご意見を頂いておひます。

これらを踏まえ、資料1の11ページ下のとおり、市と受託者の議論により、こちらで図示させていただいた市民協働推進センター事業の方向性（案）を作成いたしました。協働推進センターは図の一番下にあります総合相談や情報発信をベースに、その上の段右側でございます協働スペースの管理・運営も担っております。この部分は、いわゆるハード面の管理・運営という部分も含んでおひまして、土日の開館も含めての対応が必要となるため、管理・運営に関しては非常勤スタッフ等を配置しながら運営をしております。これまでは右上にございます6つの機能ごとに事業を分類していましたが、今回、市民活動支援と協働誘発、また、真ん中に課題解決プログラムといった形で目的別に事業を再整備いたしました。

資料1の裏面の下をご覧ください。事業の方向性の整理のポイントとしては、主なターゲット層を再確認いたしまして、市民活動団体やNPO法人、また地域で活動する団体の組織基盤強化等も行いつつ、一方で、2の事業柱だてにもありますとおり、テーマ型のNPO法人は当事者性が高いケースも多いことから、地域における広がりを見出し、今後生み出していくため、例えば、安全・安心なまちづくり、防災や防犯といったテーマに関し、各地域で取り組みやすいモデルを市民団体も巻き込みながら創出し、地域に広げていくことを想定しております。

また、各区市民活動支援センターとの連携イメージとしては、各区では、人材発掘やグループ化、各エリアでのコーディネート、市のセンターでは、組織化した後の安定的な組織運営や他のセクターとの連携・協働の後押しといった分担の上、連携を図っていくことを想定しております。

説明は以上となります。

(鈴木委員長) ありがとうございます。それでは、ご意見、ご質問があればお願いします。

端的に言うと、どこがポイントになりますか、大きな変更点として。

(事務局) 市民活動支援と協働誘発といった取組を二本柱として行っています。これまでも十分に行ってきているのですが、なかなか成果をはっきりと出していくことが示しづらいところから、テーマを掲げて来年度取り組んでみたいというところで、こちらのほうでは検討のポイントとして考えております。

(鈴木委員長) 菊池委員、お願いします。

(菊池委員) 今の10ページの整理のポイントの中で、立場上、質問があるのですが、なぜ、自治会町内会ってフレーズが出てこないのが疑問です。つまりこの一番下に、区市民活動支援センターとか区、区社会福祉協議会、地域ケアプラザって書いてありますよね。動かしているのは住民、NPOもありますけど圧倒的に多い住民グループですよね。その基本は自治会町内会なんですね。

その人たちが推薦した人が地域での地区社協とか出てくるんですよ。だから、僕は、自治会町内会って最大の福祉団体だと、実は思っていましたね。こことの連携をしないと根っここのところが動かないんじゃないかなって気がしているんですよ。その辺のご意見があればお伺いしたいのですが。

(事務局) ぜひ、自治会町内会の皆さまと共に地域に根付かせる部分に関しては行ってまいりたいと考えております。こちら一番下に記載した部分に関しては、前面に表のほうでも出させていただいたのですが、実際に、共に活動していく方たちという部分に関しては、もちろん共にというふうに考えておまして、文章のところで記載をしたのは、いわゆる中間支援団体と呼ばれるところと一緒に、ここに関しては羅列をしておまして、実際には共にというふうに考えております。

(菊池委員) どうして出てこないのだろうということが不満だけです。

(鈴木委員長) 実際には、いわゆる自治会町内会というのがかなりテーマ型の活動に取り組んでいる例というのがあると、そうすると、いわゆるNPOとかそういうテーマ型の団体と自治体町内会の境目というのはくっきり分かれるものではなくて、かなり一連のものになってくるんじゃないのかなというのは、私も少し感じておまして、そういう簡単な区分けがなかなかしづらい部分もあります。

(鈴木委員長) その他、いかがでしょうか。よろしいですか。

(後藤委員) すみません、一つだけよろしいですか。

(鈴木委員長) はい、お願いします。

(後藤委員) 一つ気になったのが、12ページか11ページの図で、テーマ型の活動団体の代表としてNPO法人って書かれているのですけれども、最近、法人の形も結構多様化していて一般社団とかもあつたりもするので、その辺りはNPO法人に限定せずに表現したほうがいいかなと少し思いました。

(鈴木委員長) ありがとうございます。いかがですか。

(事務局) 記載例として掲げさせていただいたのですけれども、おっしゃっていただいたとおりのイメージですので、表の方も修正したいと思います。

(鈴木委員長) 竹原さん、お願いします。

(竹原委員) 11ページの下の方表もそうなのですが、先ほど、自治会町内会のこともありましたが、いわゆる18区全体の現場のことをもう少しサポートするという意味で、区市民活動支援センターの支援ということはとても大きな柱として別項でかつてはあつたと思うのですけれども、ここに市民活動支援ということでひとくくりになっているので、そこは明確に書くか、もう一つ項目を出すかして、確かに18区とちゃんとつながってサポートしていきますっていうことが明確に見えるといいと思いました。

(事務局) その辺りは課内のほうでも、また確認を進めていきたいと思えます。いったん一番下のベースのところ、他の中間支援団体、区市民活動支援センターとの連携という形で、今、記載をしているのですけれども、今の委員のご発言で支援の部分の領域かと思えますので、こちらの方で、また確認を進めていければと思えます。

(鈴木委員長) 全体の条例の振り返りを行った時の非常に大きなパートというのは、区市民活動支援センターとの関係をどうするのかということに振り分けられていたので、その部分でこの全体の構図の中で、市民協働推進センターと区市民活動支援センターとの関係というのがあまり前に出てきてないところについて少し違和感があるということですよ。

(竹原委員) 確かに、前回、明記されておりましたよね。

(菊池委員) 区市民活動支援センターの話が出たんですけれども、18区同じレベルじゃないですよ。非常に問題が、あると思っているんですね。民間受託が6区だけですよ。あとは市の職員ですよ。ということで、区市民活動支援センターの在り方というのが、実は一言で言っているけどそう簡単じゃなくて、区市民活動支援センターをどうするかというのが元にあって、じゃないとこれ連携ってできないと思うんですよ、それが今の課題だと思っているんで。この文章間違っていないんですけど、区市民活動支援センターへの利用の仕方というか、私も色々なところを歩くんですけど、もう受託するのは嫌だとか、区市民活動支援センターの方で聞いたこともあります。そこがどれだけしっかりしているかで、今まで話し出てきましたよね。地域ケアプラザと区市民活動支援センターをうまく利用しようって、そこの問題があるのじゃないかっていうのをちょっと念頭に置きながら話を進めていただきたいと思います。

(鈴木委員長) ありがとうございます。

(1) 報告事項

イ 特定非営利活動法人の手續等に係る条例及び規則の一部改正について

(鈴木委員長) それでは、次の議題に移らせていただきます。報告事項イ、特定非営利活動法人の手續等に係る条例及び規則の一部改正について、事務局からお願いします。

(事務局) 資料2をご覧ください。令和3年11月に設置された国のデジタル臨時行政調査会において、デジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則が策定され、国の法令等に基づく全ての規制についてデジタル原則適合性の確認・検証が進められてきました。

こうした国の動きを踏まえ、本市においても条例等の点検・見直し等に取り組んでおり、デジタル社会に適合した規定となるよう本市条例及び規則の一部を改正します。

また、刑法等の一部を改正する法律の成立に伴い、関係条文の改正を行います。

改正対象は資料に記載のNPO法人および指定NPO法人の手續きに関する条例等規則になります。

改正の概要についてですが、NPO法人が横浜市に対して行う提出・届出、横浜市が市民に対して行う情報公開およびNPO法人が市民に対して行う情報公開

について、オンラインで提出できるようになります。NPO法人の手続きをこれまでのアナログ的な手法に加え、デジタル的な手法でも実施できるようにするための改正となります。詳細は後ほど資料をご確認ください。

今後のスケジュールにつきましては、資料裏面下部に掲載のとおり、条例、規則ともに、令和7年5月1日からの施行を予定しております。

なお、指定基準条例の刑法改正に伴う改正規定は刑法等の一部を改正する法律が施行される令和7年6月1日から施行予定です。

なお、次のページに参考として周知用の資料を添付しております。  
説明は以上となります。

(鈴木委員長) ご質問、ご意見等ありますでしょうか。よろしいですか。

## (2) 審議事項

### ア 特定非営利活動法人の条例指定について

(鈴木委員長) 続いて、審議事項ア、特定非営利活動法人の条例指定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) お手元の資料3-1をご覧ください。今回、1法人から指定の更新の申し出があり、NPO法人を指定するための基準、手続き等に関する条例に基づき審査を行いました。

更新に向けた手続きを行うに当たり、条例の規定に当たり本委員会のご意見をお聞きします。

申し出のあった法人は、特定非営利活動法人アイ・アムです。

制度の概要ですが、資料中段2の申出から指定及び指定更新までの流れをご覧ください。本日、本委員会に諮問させていただいております。この後は、令和7年市会第2回定例会に条例改正の議案を提出し、議決を経て、条例別表に記載の当該団体の指定期間を更新するという流れとなっております。

資料3-2に申出法人の概要をまとめております。後ほどご確認お願いいたします。

資料3-3に指定基準の適合条件をまとめております。更新に当たっては、法人が公益性の基準や運営組織や経理、事業活動等が適正に行われていることなどの運営要件の基準を満たすとともに、役員に暴力団の構成員がいないことや、税の滞納処分から3年経過していない法人であることなどの欠格事由に当たらないことが要件となっております。

これらの基準に関しては、申出法人から提出された書類の審査、法人事務所等での実態確認調査によって確認を行いました。欠格事由については、県警察や税

務機関に照会し、該当がない旨を確認しております。

資料3-4をご覧ください。指定基準2、公益性の基準の適合状況について、補足します。

アの地域等の課題の解決に資する活動を行う法人であること、イの当該法人以外のものから支持されている実績があること、両方の要件を満たす必要があります。アイ・アムは横浜から指定補助を受けて事業を実施しており、横浜市の障害福祉施策に合致していると認められます。財政面では、行政からの介護報酬や補助金による収入で安定した運営を行なっており、計画性、継続性が認められます。

また、収益の機会があつて受益の機会が一般に開かれていることを確認しています。なお、縦覧期間中、当該法人に対する市民からのご意見はございませんでした。

これらの結果により、アイ・アムは全ての指定基準に適合するものと確認いたしました。

以降、次のページからは参考資料となります。参考資料1は、制度の概要、参考資料2は、条例の改正内容となっております。後ほどご確認お願いいたします。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(鈴木委員長) ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご承認いただけたということで次の議題に移りたいと思います。

冒頭申し上げましたとおり、次の議題からは非公開とさせていただきますが、よろしいですか。

閉会

(3) その他

(鈴木委員長) 続いて、その他について事務局から説明をお願いします。

(事務局) 事務局より次年度についてのご連絡となります。第7期第1回目は6月中の開催を予定しております。次年度の開催日程につきましては、年度当初に、別途、事務局から日程調整のご依頼をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(鈴木委員長) それでは、第6期の横浜市市民協働推進委員会については今回で終了となります。次年度から第7期となります。

ここで今年度でご退任される委員の方より一言ごあいさつを頂きたいと思いま

す。

大塚委員、お願いします。

(大塚委員) 皆さん、お疲れさまでした。参加させていただいた最後の委員会がとてもぜいたくな皆さんとワークができてとても楽しく過ごさせていただきました。

私は2期なので4年やらせていただきました。市内のNPO法人で働いている立場の人間がこういった会議に出させていただけるというのはとても貴重な機会だと思っております、私の前任もこまちぶらすの代表がやらせていただいたところなので、そろそろ次の団体さんにこの貴重なお席をお譲りしたいと思ひまして、私は今期までで退任をさせていただくことになりました。

私は元々福祉の現場の経験から今NPOで活動してきて、本当にこの委員会と夢ファンドの審査に関わらせていただいて、市民活動とか市民協働の幅の広さにとっても毎回発見が多くて、本当に子供、若者の力をどう町に関わっていけるか。そこから自分たちの町のために動きたいと思える人がどう増えていくかというのは、巡り巡って福祉のところともすごくつながってきますし、先ほど先生がおっしゃっていたこれからの市民協働のすべきところというのをますます一緒に考えたいと思うところで今日までとなり、大変恐縮ではございますがこれからは市内の一NPOの一員として、あと部会では引き続き関わらせていただく予定です、また皆さんとお会いできる機会もあると思ひますので、引き続きよろしくお願ひいたします。本当に貴重な機会を頂きましてありがとうございます。

(鈴木委員長) 私も今回限りで退任となります。6年間3期になりますが、このようなお仕事させていただいて私も大変勉強になりました。どちらかという、ハード系のまちづくりの人間ではあるのですが、横浜ではあまりやっていませんけども、被災地に行って復興支援なんかをやっていると、本当に自治会の方と丹念に意見を擦り合わせていくような仕事もしております、そういう経験も少し生きたかなというふうにも思ひます。

最後に、先ほどまとめ等では言ひましたけども、やっぱり横浜っていうのはそういう市民活動が盛んであって、市民協働の進んだ町なんだということをもっとアピールしていいと思うのですね。自信を持っていいんじゃないかなというふうに思ひます。

そういうことをできる方がたくさんいらっしゃる、何か閉じたセンター、市民局、区役所、そういう中だけでやるのではなくて、もっと他の人を巻き込んで大きなメッセージを発していただければなというふうに思ひます。既にそういうことを市民協働推進センターの方でやられてきたということは重々承知してお

りますけれども、もっともっとできることがあるのではないかなというふうにも思います。

ますますこの委員会が市民協働の中で大きな役割を果たしていけることを祈念して私のごあいさつにさせていただきます。どうもありがとうございました。それでは、局長の方から最後にごあいさつを頂けると思います。よろしく願います。

(市民局長) とにかく今日は本当に令和6年度、そして第6期の最後ということで、この推進委員会が行われたことに対して本当に感謝しております。皆さん、本当にありがとうございました。

私は自分も地域の活動、民生委員もやっていたし、あと、子供や青少年に関わる仕事がすごく長かったので、おのずと市民協働をやらせていただいていた。それから昔の教育委員会もまだ生涯学習になる前、ちょうど切り替えの時のですけど、社会教育から生涯学習のところもやっておりまして、実際、座学的なところもその辺りで詰め込まれたし、子供の部分では実際に皆さんと協働させていただいたということもあって、本当に横浜は色々なプレーヤーさんが多くいらっしやって、おっしゃるとおりでもっともっとこれを生かして、より良い町にしていかなくちやいけないなというふうに思っているところです。

今、市民局は自治会町内会も区役所も所管している中で、私は本当に担い手不足の中で自治会町内会を何とかやっぱりとにかく10年はもたせたいというのが個人的な、10年って言わずだと思えるのですけれども、その中でどうやって協働とか共創とか、後はソーシャルのスタートアップみたいなもの、そういったものもたくさん生まれる中で、市がきめ細かくやっていく必要があると思っているので、課題ごとに、これは地域の自助共助でできるところかなとか、もう少しこの課題になってくるとテーマ型のNPOも入れてなのかなとか、われわれがどのように市民協働を進めていけばいいのかということの話し合いができるといいのではないかと感じました。

ご承知のとおり、市民協働条例に基づく取組が3年ごとに見直されることになっておりまして、来年度令和7年度は令和4年度からの3年間の振り返りと今後の市民協働の在り方について、推進委員会の皆さまからまた答申を頂く大切な1年になります。

また、横浜市の中期計画といたしましても最終年度ということで、目標達成に向けて着実な取り組みを推進させて、次期中期計画に向けて進むべき方向性を検討していかなくちはいけない1年ということもあります。

今日は色々な話がありましたけれども、少子高齢化も本当に進んでいますし、また反対にDXの技術の推進も浸透もあります。防犯の話もありますし、地震の話もあります。それから文化の時代といわれますが、先行きも見通せないこ

んな時代ではありますけれども、やはり地域の課題を本当にきめ細かいところからSOSをキャッチして適切な支援につないでいく、それがやはりできる都市だと思っています。それはやはり行政だけでは無理でして、市民の皆さまのお力を一緒になって、本当に協働でそういう住みやすい町っていうのをつくっていかないといけないと感じているところです。

引き続き、委員の皆さまからはご助言、ご意見を頂きながら市民の公益的な活動や市民協働の推進強化、持続可能なまちづくりを進めていきたいと考えております。

最後にはなりましたが、今回で退任される鈴木委員長と大塚委員には本当に色々とお世話になりました。ありがとうございました。今日の委員長の講評を伺っていて本当にそうだなというご意見ばかりで、身が引き締まる思いでしたけれども、本当にありがとうございました。心から感謝を申し上げたいと思います。

私は戸塚区役所にもいたので、本当に菊池委員をはじめ、こまちぶらすの皆さまにも色々とお教わることが多かったと思いますし、また戸塚の区市民活動支援センターは素晴らしい、当時から「とつかお結び広場」というところで大きなイベントもやってきておりまして、区市民活動支援センターって全てああいうものかなと思っていたら、菊池委員からもありましたが、本当にそれぞれ様々なのだなということも市民局に来て分かりましたので、その辺りもしっかりと底上げを図っていかないといけないと思いますし、区役所がどうやって区市民活動支援センターを生かしていくかということも大切だと思うので、市側もしっかりと人材育成など、区役所に向けても発信していく必要があるのだろうなと思っているところです。

本当に鈴木委員長におかれましては、6年間も委員を務めていただき、そのうち4年間は委員長の重責を担っていただきましたが、多分、まだ、今後もいろいろな場所でご一緒させていただく機会もあろうかと思っておりますので、引き続き、よろしく願いいたします。

大塚委員も今後も事業部会の方にご参加いただけるということで、どうぞ、引き続き、お力添えのほどよろしくお願い申し上げます。

横浜市はより一層市民協働を進めていき、市民局の運営方針である、「いきいきと安心して暮らすことができるまち」を目指していきたいと思っております。引き続き、皆さまのご指導、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、私からのあいさつとさせていただきます。本当に今日はありがとうございました。

(鈴木委員長) ありがとうございました。

閉会

	(鈴木委員長) それでは、これにて以上をもちまして全ての議事が終了しましたので、市民協働推進委員会を閉会とします。どうもありがとうございました。
資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料 1 : 市民協働推進センター運営事業について</li> <li>・資料 2 : 特定非営利活動法人の手續等に係る条例及び規則の一部改正について</li> <li>・資料 3 : 特定非営利活動法人の条例指定について</li> <li>・資料 4 : よこはま夢ファンド登録団体の抹消について</li> <li>・資料 5 : よこはま夢ファンド登録団体助成金交付審査結果について</li> <li>・資料 6 : よこはま夢ファンド組織基盤強化助成金交付審査結果について</li> <li>・資料 7 : 市民協働提案事業の審査結果について</li> <li>・資料 8 : 市民協働提案事業（行政によるテーマ設定型）試行実施の評価について</li> </ul>